

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 各市町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 税分科会
----------	-----------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
市町村民税(個人) 収納管理	【収納管理】 口座振替分 収納：領収通知発送(各納期毎) 未納：口座振替不納通知書及び納付書発送 納期限後20日以内に督促状発送 現金納付分 未納：督促状発送				現行のとおりとする。
	収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り ・消込データの管理(職員による)		収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り (山形日情システムズに委託) ・消込データの管理(職員による)	収納消込(確認)作業 ・納入済通知書：OCRシステムによる機械読み取り ・消込データの管理(職員による)	
市町村民税(法人) 収納管理	【事務手順】 消込用台帳作成 消込(随時) 納入済通知書により消込(手処理による) 収納管理は電算処理されていない 滞納督促活動は他の市税等と同様に実施				
市町村民税(法人) 督促状発送	【概要】 納期の翌月20日以内に未納法人をリストアップし、未納の法人に対して電話催告や訪問徴収を実施している。 【実施期日】 毎月20日以内(年間計画による)				
延滞金徴収	【概要】 以下の場合に延滞金を徴する。 全税：納期限後に納付又は納入する納付金 【利率】 納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については7.3%)ただし、7.3%の割合について平成16年1月1日以後の期間に対応するものは、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において当該特例基準割合(0.1%未満切捨て) 【運用】 徴収している。				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 各市町で差異のない事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	総務部会 税分科会
----------	-----------

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																														
公示送達	<p>【概要】 賦課徴収又は還付に関する書類について送付すべき者の住所が不明又は送付が困難な場合に、送達に替え、市の掲示板に掲示して告示する。</p> <p>【掲示書類】 納税者の住所、氏名、送達すべき書類の名称を記載した公文書</p> <p>【実施期間】 郵便物の返戻後調査を行い、納期限の変更を行った後に公示(掲示を始めた日から起算して7日間)</p>				現行のとおりとする。																														
税の徴収	<p>【繰上徴収】 納税者に破産事件又は競売事件が発生した場合に実施している。</p> <p>【過誤納金、還付金、還付加算金、充当、時効手続】 地方税法の規定により5年 還付金、加算金</p> <p>【督促の要件、時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納処分的前提としての法定行為として督促状を発送 ・ 納入義務の履行遅延に対する催告効果として督促状を発送 ・ 納期限後20日以内に発送(発送日は年間計画による) <p>【振替納税の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関等の窓口に依頼書を配置 ・ 広報を通じたPR活動 ・ 徴税吏員による勧誘活動 ・ 自主納付者へ依頼書を送付 <p>【徴収権の時効、中断、停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者の実態調査に基づき、執行停止処分を実施 ・ 執行停止後3年経過、即時消滅、時効の処分を実施 <p>【不服申立て期間、手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法に規定する期間 																																		
市・町税の滞納処分、差押	<p>【滞納処分関係】 租税力調査 収入、預貯金、資産、家族構成その他</p> <p>【調査関係】 預貯金調査 勤務先へ給与照会 その他関連活動 担税力調査：収入、預貯金、資産、家族構成等</p> <p>【交付要求・自己破産】 強制競売事件における交付要求及び参加差押</p> <p>【滞納処分停止・取消し】 無財産、生活困窮、自己破産、行方不明 実施時期：随時</p>																																		
	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>4件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>8件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>133件</td></tr> </table>	電話加入権	4件	不動産	8件	動産	0件	債権	133件	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>7件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	0件	動産	0件	債権	7件	<p>【差押え】 15年度差押え実績(途中経過)</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	0件	動産	0件	<p>【差押え】 14年度差押え実績</p> <table border="1"> <tr><td>電話加入権</td><td>0件</td></tr> <tr><td>不動産</td><td>3件</td></tr> <tr><td>動産</td><td>0件</td></tr> <tr><td>債権</td><td>33件</td></tr> </table>	電話加入権	0件	不動産	3件	動産	0件	債権	33件	
電話加入権	4件																																		
不動産	8件																																		
動産	0件																																		
債権	133件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	0件																																		
動産	0件																																		
債権	7件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	0件																																		
動産	0件																																		
電話加入権	0件																																		
不動産	3件																																		
動産	0件																																		
債権	33件																																		

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 口座振替の領収通知については、年1回とする。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
口座振替	<p>【口座振替依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要 口座振替依頼書で口座振替の申込み 対象者 納税義務者 <p>【収納管理】</p> <p>口座振替分 収納：領収通知発送(各納期毎) 未納：口座振替不納通知書及び納付書発送 納期限後20日以内に督促状発送</p>				<p>領収通知については、 年1回とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の県内所在の各本支店 (郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の7営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 酒田市へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の町内所在の支店及び 山形銀行酒田支店(郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の14営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 八幡町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関・徴税等の口座振替のみに限る金融機関(郵便局は町内) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の5営業日前まで) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 松山町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 口座振替不納通知文書、再発納付書を郵送 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続き 指定金融機関等の県内所在の各本支店 (郵便局は全国) <p>【データ收受方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替前処理 (口座振替日の5営業日前までに) <p>各金融機関等から口座振替加入申込み資料 平田町へ MT交換 口座振替</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替後処理 振替不能データ受理 督促状とともに再発納付書を郵送 	
	<p>【領収通知の発行】</p> <p>口座振替データにて領収通知作成 郵送</p>				
	<p>【納期限及び口座振替日】</p> <p>納期限は条例で定める日 口座振替日は納期限の日 口座振替日は当初課税通知書に日程を記載</p>				
	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円50銭 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	<p>【口座振替手数料】</p> <p>銀行：MT1件につき10円 郵便局：MT1件につき10円</p>	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 4 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 納税貯蓄組合については、合併までに廃止する方向で各市町で努力する。 納税啓発活動については、新市で検討する。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
納税貯蓄組合				
<p>【名称】 酒田市納税貯蓄組合連合会 役員 1 8 名</p> <p>【目的】 徴収機関と密接な連携を保ち、納税貯蓄組合の健全な発展を図り納税思想の普及涵養につとめ、納税成績の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 旧村単位に地域の納税組合長の中から 1 名ずつ 1 2 名、市街地の同組合長から 6 名を選出</p> <p>【活動内容】 税知識の普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及拡大</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 山形県総合交付金 3 1 3 千円</p> <p>【その他】 報償費から 8 5 3 千円</p> <p>【報奨金】 各納税組合(地区納税組合)への報奨金 7, 9 6 0 千円</p> <p>【事務局】 酒田市納税課</p>	<p>【名称】 八幡町納税推進協議会 役員 8 名</p> <p>【目的】 納税思想の高揚に努め、納税の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 旧村単位に地域の区長の中から 2 名を選出</p> <p>【活動内容】 平成 1 6 年度組織を全面廃止。</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 八幡町交付金 2 0 0 千円</p> <p>【その他】 報償費無し</p> <p>【報奨金】 無し</p> <p>【事務局】 八幡町税務住民課</p>	<p>【名称】 松山町納税貯蓄組合連合会 役員 8 名</p> <p>【目的】 納税機関と納税貯蓄組合との相互連絡協調を図り、組合事務の改善及び納税思想の高揚に努め、あわせて納税成績の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 43 自治会中、19 地区の納税組合長の中から 8 名を選出</p> <p>【活動内容】 納税思想普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 山形県総合交付金 1 1 0 千円</p> <p>【その他】 報償費から 1 6 2 千円</p> <p>【報奨金】 3 8 2 千円</p> <p>【事務局】 松山町税務町民課</p>	<p>【名称】 平田町納税推進協議会 区長 3 9 名</p> <p>【目的】 納税者の納税思想の高揚と納税の推進を図ることを目的とする。</p> <p>【役員等の構成】 地区代表としての区長 3 9 名から構成される区長会の会長、副会長</p> <p>【活動内容】 税知識の普及、納税意識の高揚並びに振替納税制度の普及拡大</p> <p>【役員の報酬】 無報酬</p> <p>【補助金】 無し</p> <p>【その他】 報償費無し</p> <p>【報奨金】 無し</p> <p>【事務局】 平田町税務町民課</p>	<p>納税貯蓄組合については、合併までに廃止する方向で各市町で努力することとする。 納税啓発活動については、新市で検討していくものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 4 - (1)	納税関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(2) 各市町で差異のある事項については、次のとおりとする。 納期については、1 か月に 2 つの税の納期を設定するように平準化するため、軽自動車税の納期は 5 月とし、市民税の納期は 4 期として偶数月、固定資産税は 6 期として奇数月と 2 月とする。なお、他の税の納期については現行のとおりとする。

所管部会・分科会 総務部会 税分科会

項目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
納期	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人市民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 7月16日から同月31日まで 12月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 固定資産税と同時 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月15日から同月30日まで 8月15日から同月25日まで 10月15日から同月25日まで 12月15日から同月25日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月15日から同月30日まで 7月15日から同月25日まで 9月15日から同月25日まで 11月15日から同月25日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 都市計画税 固定資産税と同時 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 9月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(4期) <ul style="list-style-type: none"> 4月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 12月16日から同月25日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 該当なし 	<p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人町民税(普徴)(4期) <ul style="list-style-type: none"> 6月16日から同月30日まで 8月16日から同月31日まで 10月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 個人市民税(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 6月から翌年5月まで 法人町民税 申告納付 固定資産税(6期) <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 7月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月25日まで 2月16日から同月28日まで 軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで 都市計画税 該当なし 	<p>納期については、1 か月に 2 つの税の納期を設定するように平準化するため、軽自動車税の納期は 5 月とし、市民税の納期は 4 期として偶数月、固定資産税は 6 期として奇数月と 2 月とする。なお、他の税の納期については現行のとおりとする。</p> <p>まとめると、次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月16日から同月31日まで (軽自動車税) (固定資産税) 6月16日から同月30日まで (個人市民税(普徴)) 7月16日から同月31日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 8月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) 9月16日から同月30日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 10月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) (国民健康保険税) 11月16日から同月30日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 12月16日から同月31日まで (個人市民税(普徴)) (国民健康保険税) 1月16日から同月31日まで (固定資産税) (国民健康保険税) 2月16日から同月末日まで (固定資産税) (国民健康保険税)
	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月16日から同月31日まで 8月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 10月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月15日から同月25日まで 8月15日から同月25日まで 9月15日から同月25日まで 10月15日から同月25日まで 11月15日から同月25日まで 12月15日から同月25日まで 1月15日から同月25日まで 2月15日から同月25日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税(8期) <ul style="list-style-type: none"> 7月16日から同月31日まで 8月16日から同月31日まで 9月16日から同月30日まで 10月16日から同月31日まで 11月16日から同月30日まで 12月16日から同月31日まで 1月16日から同月31日まで 2月16日から同月末日まで 		